

## 9/10 健康・福祉フェスティバル

「とよやま健康・福祉フェスティバル」を開催します。健康チェック、チャリティーバザーや模擬店などもあり、子どもからお年寄りまで楽しみながら健康と福祉について学ぶことができます。多くの方のご来場をお待ちしております。

なお、駐車場はございませんのでのご来場はご遠慮ください。

▼とき 九月十日(日) 午前九時三十分～午後三時▼ところ 総合福祉センター

▼主なイベント

### ○健康コーナー

ハイハイ競争、成長手形、折り紙体験、お口の健康度チェック、食生活クイズ、健康相談、体組成チェック(体重や体脂肪率の測定)、血管年齢チェック、脳年齢チェック、健康体力測定、アルコール健康障害等相談、とよやま健康マイレージ「まいか」交換、スポーツ吹矢、健康福祉に関する川柳の展示

### ○福祉コーナー

チャリティーバザー、福祉作業所福祉の店、花苗即売、野菜・果物即売、模擬店、ふれあい広場、福祉パネル展示、人形劇、点字・手話・高齢者疑似体験ラリー、傾聴、ボランティア体験、炊き出し体験、健康生活支援・幼児安全法(応急手当)体験、心配ごと・

介護・福祉相談

### ▼ボランティア募集

フェスティバルのお手伝いをしていただくボランティアを募集します。福祉課福祉係にお申し込みください▼問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912 保健センター ☎28・3150 社会福祉協議会 ☎29・0002

### 社教センター利用中止施設

社会教育センター空調設備改修工事に伴い、次の施設の利用を中止します。ご理解のほどよろしく願います。▼利用を中止する施設 一階 選手審判控室、二階 研修室一及び研修室二、三階 料理教室、和室及び茶室▼利用を中止する期間 九月二十六日(火)～十一月八日(水)▼問合せ 社会教育センター ☎28・5335

### 第十回特別弔慰金の請求期限

第十回戦没者遺族特別弔慰金の請求期限は、平成三十年四月二日(月)です。請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、対象の方はお早目にご請求ください▼支給対象者 平成二十七年四月一日の基準日において、恩給(公務扶助料や戦没者遺族年金等)を受ける方(戦没者の妻や父母等)がない場合に、次の優先順位のご遺族お一人です。

## 10/8 尾張中部(豊山町・清須市・北名古屋市) 地域ケアサミット

高齢化が急速に進むにあたって、「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。住み慣れた地域で最期まで安心して生活するには何が必要かなどについて考える「地域ケアサミット」を開催します。西名古屋医師会・西春日井歯科医師会・西春日井薬剤師会・愛知県清須保健所による共催事業です。名古屋大学教授をお招きし、講演会や、豊山町長・清須市長・北名古屋市市長とのパネルディスカッションを行います。ご来場には申込みが必要です。地域包括支援センターで申込用紙を配布します。下記申込み先にファクスでお申し込みください。

▶とき 10月8日(日) 午後1時30分～午後3時30分

▶ところ 北名古屋市総合体育館2階 多目的ホール  
(北名古屋市能田引免地40番地)

### ▶内容 第1部

午後1時30分～午後2時30分  
「地域包括ケアの今とこれから」  
名古屋大学総長補佐 水野正明先生

### 第2部

午後2時30分～午後3時30分  
パネルディスカッション「安心して過ごせる地域社会に向けて」  
豊山町長・清須市長・北名古屋市市長・水野正明先生

### ▶定員

100人(先着順)

### ▶申込み

西名古屋医師会 ☎23・8201

### ▶問合せ

地域包括支援センター ☎28・0932

(1) 平成二十七年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方  
(2) 戦没者等の子  
(3) 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れる

▼支給内容 額面二十五万円、五年償還の記名国債▼問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

(4) 前述の(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等) ※戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上の生計関係を有していた方に限ります。

替わります。